うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
その他Tier1資本不足額				
普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額（ロ）				
普通株式等Tier1資本				
普通株式等Tier1資本の額（(イ)－(ロ)）（ハ）				
その他Tier1資本に係る基礎項目				
その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額				
その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額				
その他Tier1資本調達手段に係る負債の額				
特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額				
適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
評価・換算差額等に係る経過措置によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
その他Tier1資本に係る基礎項目の額（ニ）				
その他Tier1資本に係る調整項目				
自己保有その他Tier1資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額				
その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額				
調整項目に係る経過措置によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額				
Tier2資本不足額				
その他Tier1資本に係る調整項目の額（ホ）				
その他Tier1資本				
その他Tier1資本の額（(ニ)－(ホ)）（ヘ）				
Tier1資本				
Tier1資本の額（(ハ)＋(ヘ)）（ト）				
Tier2資本に係る基礎項目				
Tier2資本調達手段に係る株主資本の額				
Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額				
Tier2資本調達手段に係る負債の額				
特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額				
適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額				
うち、一般貸倒引当金Tier2算入額				
うち、適格引当金Tier2算入額				
公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
評価・換算差額等に係る経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
Tier2資本に係る基礎項目の額（チ）				

Tier2資本に係る調整項目				
自己保有Tier2資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額				
その他金融機関等のTier2資本調達手段の額				
調整項目に係る経過措置によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額				
Tier2資本に係る調整項目の額（リ）				
Tier2資本				
Tier2資本の額（(チ)-(リ)）（ヌ）				
総自己資本				
総自己資本合計（(ト)＋(ヌ)）（ル）				
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額				
資産(オン・バランス)項目				
調整項目に係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額				
オフ・バランス取引等項目				
CVAリスク相当額を8%で除して得た額				
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額				
マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額				
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額				
信用リスク・アセット調整額				
オペレーショナル・リスク相当額調整額				
リスク・アセット等の額の合計額（ヲ）				
自己資本比率				
普通株式等Tier1比率（(ハ)／(ヲ)）	%		%	
Tier1比率（(ト)／(ヲ)）	%		%	
総自己資本比率（(ル)／(ヲ)）	%		%	
調整項目に係る参考事項				
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額				
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額				
繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額				
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項				
一般貸倒引当金の額				
一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額				
内部格付手法を採用した場合において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				
適格引当金に係るTier2資本算入上限額				
資本調達手段に係る経過措置に関する事項				
適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額				